目 次

第1章 計画策定の趣旨等	
. 計画策定の趣旨	
2. 計画の目的2	
3. 計画の法的根拠と位置付け3	
4. 計画の期間	
5. 区域の設定	
6. 計画の推進体制9	
【参考】障害福祉サービス等の体系と種類	0
第2章 長崎県における障害児・者の現状	
(I) 身体障害	4
(2) 知的障害	6
、	
(4) 依存症	8
、	8
(6) 高次脳機能障害	8
(7) 難病等	9
2. サービス提供等の現状	
(I) 障害福祉サービス等の利用状況	0
(2) 障害児支援等の利用状況2	I
3. 障害保健福祉圏域ごとの現状	
(I) 長崎県域 ·······22	2
(2) 西彼圏域2	4
(3) 佐世保圏域20	6
(4) 県北圏域2	8
(5) 県央圏域30	0
(6) 県南圏域33	2
(7) 五島圏域3	4
(8) 上五島圏域30	6
(9) 壱岐圏域3	8

第3章	重点的に取組む施策	
(1)施 (2)精 (3)地 (4)福 【参考	日標と目標達成のための方策 設入所者の地域生活への移行 4 神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 4 対生活支援拠点等の整備と機能の充実 … 4 祉施設から一般就労への移行 … 4 】特別支援学校高等部及び高等部専攻科卒業後の状況 … 5	4 6 8 1
(6) 相	音児通所支援等の地域支援体制の整備	
2. その (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (7) (8) (9)	紹に係る体制の構築	8 0 0 2 3 4 7 8
第4章	指定障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策	
指定 2. 障害	度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、 Z計画相談支援の種類ごとの必要な見込量7 F児通所支援、障害児入所支援、 F児相談支援の種類ごとの必要な見込量7	

(10) 対馬圏域

第5章 県が実施する地域生活支援事業

1. 専門性の高い相談支援事業
(1) 発達障害者支援センター運営事業76
【参考】発達障害者支援センター運営事業77
(2) 高次脳機能障害支援普及事業77
【参考】高次脳機能障害の支援体制78
(3) 障害児等療育支援事業79
2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
(I) 手話通訳者·要約筆記者養成研修事業 ···················79
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業80
3. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業8
4. 広域的な支援事業
(I)相談支援体制整備事業
(2) 精神障害者社会参加促進事業
(別表1)障害福祉サービス等見込量
(圏域・市町毎、サービス区分別)
(別表2)障害児通所支援サービス等見込量
(圏域・市町毎、サービス区分別)